

三井合名会社北京特派員執務概要

一

一九一八（大正七）年九月二日、三井合名会社内に設置された北京特派員は、その後对中国政府交渉や中国問題に関する諸外国との交渉など中国における三井財閥の代表として活動した。同特派員は、三井合名会社ないし三井諸事業に關係した事項だけでなく、中国の政治・經濟・社会状況の変化も逐一本店宛に報告している。本店には少なくとも一週間に一回多い時には隔日で北京から報告が届いた。これらの報告は、「北京特派員報告」として三井合名会社がまとめて保存した。ここに掲載する「三井合名会社北京特派員執務概要」（以下「概要」と略記）は、その北京特派員報告のうち、一九二三（大正一二）年下季から一九二八（昭和三）年下季までの同特派員の活動の状況を半季ごとに同特派員が簡略にまとめた報告であり、右記の「北京特派員報告」とは別にまとめられ保存された。

「北京三井合名会社」と印刷された薄紙の和紙にタイプ印刷されたこの「概要」は、北京特派員から三井合名会社へ送付され、

同社文書課長の手を経て同社理事会、同社業務執行社員会（三井財閥の業務に関する最高意志決定機関）に「報告」として提出された。「概要」は一九二五（大正一四）年上季より「要領」と改称され、一九二八（昭和三）年下季まで作成された（それ以降作成されなかったと思われるが、この点については後述）。三井文庫に現存する「概要」は、一九二三年下季以降であるが、恐らくそれ以前にも作成されており、関東大震災によって他の三井合名会社文書とともに焼失したと考えられる。このため三井合名会社史料のなかには北京特派員設置の理由を明示した史料が欠如しているだけでなく、設置の年月日についても確定する史料がない。しかし、他の史料によって設置の年月日の確定ならびに設置の背景を推定することが可能である。

一九一八（大正七）年九月一四日付「三井物産株式会社々報」（二一〇号）（三井文庫所蔵史料 物産四二）には、三井合名会社からの次のような通知が掲載されている。

今回当会社ニ北京特派員ヲ設置シ、本日付ヲ以テ左ノ通り任命有之候間、此段御通知申上候也

元三井物産株式会社本店業務課勤務 大村得太郎

当会社ニ備入北京特派員ヲ命ス

これと全く同一文面の通知が「三井鉱山株式会社々報」(八二七号)(三井文庫所蔵史料 A〇五三)にも掲載されている。他方「三井合名会社規則類輯」(三井文庫所蔵史料 A〇二一—四)によると、「第一款 組織」の第二項にある「第六章出張所及特派員」に「第十九条 中華民國北京ニ特派員一名ヲ置ク」という条文が加えられ、大正七年九月一二日改正と記されている。これらの史料から北京特派員は九月一二日に正式に設置され、一四日付で大村得太郎が就任したと理解できる。

大村は九月二六日東京を出発し、三〇日神戸出帆のはるびん丸で大連を経由して北京へ向ったと思われる(大正七年九月二六日付前掲物産「社報」)。三井合名会社北京特派員の設置と同時に、三井鉱山においても九月一二日に「支那北京常置出張員」を設け神岡鉱業所工手倉持株三を同出張員に任命した。倉持は二日後の一四日に北京に向けて出発している(九月一四日、同一六日付三井鉱山「社報」八二六号、八二七号)。また三井物産では、すでに一九一五(大正一四)年七月の時点において児玉貞雄が棉花部天津支部の北京出張員になっている。しかし一九一七(大正六)年まで北京出張員は児玉ただ一人であったのに対して、翌一九一八年一〇月三一日付「三井物産株式会社職員録」によれば、この時点では北京出張員が独立し、四人がその職に就き、好富道明が首席に任命されている。他方で同年一〇月二二日には団琢磨三井合

名理事長が「朝鮮・満州・支那地方」へ出張の途についている(一〇月二二日付物産「社報」二四〇号)。このように第一次大戦末期の一九一八年秋、三井財閥は中国進出へ本格的に腰を入れはじめ、その準備を整えたのである。

三井合名会社北京特派員設置の直接的な契機は、中国の無線電信の独占権を付与した雙橋無線電台建設借款交渉であったと思われる(詳しくは後述)。この交渉を成功裡に進めるためには当時の中国の政治的中心である北京に常設機関を置く必要があったのであり、雙橋無線電台契約交渉の直接的な担当者であった大村が北京特派員に任命されたのもその経緯を指し示していると言える。

三井合名会社北京特派員の事務所は、当時の北京東單碑樓布胡同にある三井洋行(三井物産株式会社)北京派出所内に三井鉱山の出張員とともに置かれた。北京特派員は出張所長ないし課長待遇を受け、そのもとは若干名の付属員が置かれ、事務処理などに必要な雇員以下の任免の権限が与えられた(第三十条 北京特派員ニ付属員若干名ヲ置ク 特派員ハ付属員ヲ督シ事務ヲ処理シ付属員ノ事務分任ヲ定メ雇員以下ヲ任免進退ス) 前掲「三井合名会社規則類輯」第一款第三項「事務細則」。設置当初の北京特派員事務所の人数は史料が欠如してわからないが、一九二三(大正一二)年一二月付の「三井合名会社職員録」によれば、同所には北京特派員大村得太郎のほか付属員として日野水忠作、石川久我生の二人がおり、そのほかに二人の下働きを雇っていた。

三井物産、三井鉱山の北京出張員は三井合名会社北京特派員の指導下にあった。

二

第一次世界大戦を契機に、その末期には中国進出に積極的な姿勢を示した三井財閥も、掲載した史料から判るように中国の政情不安を重要な原因として中国進出に消極的な姿勢に転じ、一九二〇年代には一貫して消極的な姿勢に終始した。これを反映して三井鉱山では一九二〇（大正九）年一月までに北京出張員が廃止され、翌年には北京出張員と同時期に設けられた大連、上海の両出張員も廃止されている。一九二四（大正一三）年には三池染料工業所が上海と香港に出張員を設置しているが、三年以内に廃止されている。一九二五（大正一四）年に三井鉱山本店の直轄として再び上海出張員が設置されるが、三井鉱山では同出張員が一九三〇年代も存続した唯一の中国所在出張員である（以上「三井鉱山株式会社職員録」および同社「社報」）。三井物産の北京出張員は一九二七（昭和二）年には二人に減り、翌々年には一人となり（一九三七年まで）、しかも天津支店の派出員となり独立した存在ではなくなっている（「三井物産株式会社職員録」）。三井合名会社北京特派員も縮小から廃止への道を跡つた。

一九二四（大正一三）年以降になると三井合名北京特派員の付属員が一人に減らされ、一九二九（昭和四）年四月には事実上北

京特派員が廃止の運びとなった。同年三月二八日付で三井合名会社阪井徳太郎秘書課長は、大村宛に東京在勤の命を伝え、北京引揚の準備を指示した。三井合名が北京特派員廃止の方向を打出したのは、北京がすでに中国の政治の中心ではなくなってきたからである。一九二八年六月九日蔣介石を総司令とする北伐軍が北京に入城して北伐を完了し、一〇月八日、蔣介石が南京において国民政府主席に就任したあと、米国・英国・仏国が次々と国民政府を承認するに及んで中国政治の中心は南京に移った。このため、北京に特派員を常置する必要がなくなったのである。

一九二九年四月一七日、大村は北京を引揚げ二日上海に到着した。北京特派員事務所は五月限りで閉鎖された。しかし、三井物産天津支店北京派出員の経費は、三井合名が分担してきており、三井合名の北京特派員を正式に廃止した場合には、三井物産の北京派出員の存続も経費の面から困難になることが予想された。このため三井物産天津支店長の依頼を受けて、大村は同社北京派出員の処遇の目的がつかまで、「特派員名儀丈ハ其儘存続之事に御取斗ヒ下度」旨を本店阪井秘書課長に願ひ出ている。この申出により、大村が北京特派員の任を解かれたのは翌一九三〇年の一月二六日であり、三井物産北京特派員経費分担費については翌月一日付大村宛三井合名会社社会計課長・同秘書課長連名の書信によって、その打ち切りが通告された。前年四月からこの間、大村は上海に滞在し、従来と同様の活動を続けた。一九二九年九月には帰朝命令が本社より出されるが、雙橋無線問題交渉の急進

展を理由に大村は上海滞在延期願を出して引き続き同所に滞在し、本店でも北京特派員罷免通告と同時に改めて参事の資格で大村に上海出張を命じた(以上未整理史料 三井合名会社秘書課「大村参事往復書類」より)。このように、北京特派員という正式の部署は、事実上一九二九(昭和四)年三月で終っており、「概要」が一九二八年下季までしか作成されなかったと推定した理由もそこにある。三井合名会社「決算付属表」には、一九一八(大正七)年下季から北京特派員の勘定科目が設けられたが、一九三〇(昭和五)年下季で打ち切られている。この措置は、先の大村の北京特派員罷免と軌を一にしている。しかし、北京特派員廃止が正式に三井合名会社理事会に提案され可決されたのは一九三二(昭和七)年八月五日であった。このような時差が何故生じたのかは判明しない。とにかく北京特派員としての活動は一九二九(昭和四)年三月で終わっているが、それと同様の活動は大村が客死するまで、その後も続けられたのである。そこで大村得太郎の履歴について若干説明を加えておこう。

三

大村得太郎は、一八九七(明治三〇)年七月満二二歳で東京高等商業学校を卒業し、すぐに三井物産に入社し本店勤務となった。翌々年一月には上海支店に転動となり一九〇六(明治三九)年九月には口ノ津支店長心得に栄転した。翌一九〇七年七月には

長崎支店長、一九二一(明治四四)年九月にはシンガポール支店長、一九一五(大正四)年七月には天津支店長に就任したあと、一九一七(大正六)年三月二〇日付で本店本部業務課勤務に転じた。一九一七年のおそらく本部業務課に転動する前の天津支店長時代に、大村は中国海軍部とデンマーク人(ドイツ系)ラーセンとの無線台設立契約があるのを知り、日本にとって同契約の獲得が重要であると考え、その後公使館と打合せ同契約の獲得に奔走した。翌一九一八(大正七)年二月、大村は雙橋無線電台設立に關し、三井と中国海軍部との契約締結に成功した。雙橋無線電台設立に關して三井側文書は右のように記しているが、この件に關しては、じつは政府が列強との摩擦を避けるため「政府ハ自ら表面ニ立ツコトヲ得サルニ因リ、三井物産会社ヲシテ之ニ当シメ」(『日本外交文書』大正一〇年 第二冊二二七ページ)た、と指摘されているように、三井が国家資本の代行的役割を果していたのである。

一九一八(大正七)年九月三井合名会社北京特派員に就任したあとの大村の活動舞台は、一貫して中国であった。一九三〇(昭和五)年一月に北京特派員を解かれて以降も、上海出張という名目で、大村は上海に滞在し(三井合名会社参事の資格)、同地を根城に活動し、北京特派員の時と同じように本社宛に報告を送った(ただし、三井文庫が保管する「北京特派員報告」は、一九三二年二月までで途切れている)。一九三二(昭和七)年九月には次のように外務省からの囑託を受け、三井合名では大村を外務省

嘱託員とするるとともに同社上海駐在員に任命した（前掲「大村参事往復書類」所収）。

拜啓、陳者貴社大村得太郎氏ハ多年支那ニ在リテ三井無線問題ヲ始メ其他日支諸般ノ關係ニ付在支外務官憲ヲ助ケ其ノ功績顯著ナルモノ有之次第第二候処、日支ノ關係頗ル機微ナルモノアル折柄両國關係ノ転開方ニ関スル有吉公使ノ努力ニ対シ大村氏ヲ協力セシメ度、当省ノ意向ニテ貴社御同意ノ上同氏ニ当省事務ヲ嘱託スルコト相成リ別紙ノ通り発令相成候ニ付テハ右別紙貴社長へ転交方相煩ハシ度此段及御依頼候 敬具

昭和七年九月二十一日

谷 亜細亜局長

三井合名会社

有 賀 長 文 殿

一九三四（昭和九）年七月には有吉公使の依託により、膠濟鐵道線及滄石鐵道の件について支那銀行団代表周作民（在天津）と協議のため、大村は「北支那」へ出張を命ぜられた。その出張中の八月一三日、大村は青島において急逝した。彼の死を悼み、外務大臣広田弘毅、同次官重光葵から弔辞が寄せられた。

四

北京特派員の設置状況とその背景、その後の経過と廃止の過程、ならびにその担当者である大村得太郎の履歴については、す

で述べた。ここでは「概要」を読めばわかることであるが、北京特派員の職務について簡単に触れておこう。北京特派員の役割は、おおよそ次の四点の任務を遂行することだったようである。

第一に中国の政治・経済・社会状況を報告すること、第二に継続事業を遂行すること、第三に旧債権の回収、第四に三井傘下各店の事業の助成、である。

第一の点について、ここで詳しく述べる必要はないだろう。第二の継続事業の最も重要な問題は、雙橋無線電台建設（北京）の問題である。当時、この無線電台は世界的な大無線電台として建設が進められた。同電台は一九二三（大正一二）年七月には試験も成功し、翌年には海軍部立会の公式テストにも成功している。

しかし、一九二一（大正一〇）年米国フェデラル社が中国政府交通部との無線電台設置契約を締結したことにより、無線電台問題は、日・米・中の三国間の外交問題に発展した。というのも、三井と中国海軍部との契約では中国側が三井に中国における無線電信の独占権を認めたと言うのが三井日本側の主張であった。この問題をどう解決するのが重要な課題であり、「概要」でもこの問題に大きなスペースをさいている。一九二五（大正一四）年上季には三井日本側では独占権を放棄し、借款団形式の共同経営へと方針転換するが、それでも交渉はまとまらず、この問題の処理に苦慮している。この経緯は「概要」に記されている。

第三の旧債権の回収とは、そのほとんどが三井物産による借款の回収である。主な債権は、財政部国庫証券券、同印刷局借款、交通

部京綏・京漢兩鉄道などである（三井物産の对中国債権額とその種類については『三井事業史』本篇第三卷 三六八ページ参照）。一九二五（大正一四）年下季には三井の「対支債権」は元利合計二〇〇〇萬元（約二〇〇〇万円）にのぼっており、これらの旧債権の回収の指導・援助・交渉も北京特派員の役割であった。しかし、債権の回収は困難であった。一九二六（大正一五）年下季「三井合名会社執務要領」のなかでその状況を次のように述べている。

一 今や債権ノ整理ハ、各方面ニ亘リ全ク策ノ施スヘキ無キ状態ニ陥リタルモノニシテ、動乱終息シ鞏固ナル統一政府ノ出現ヲ見サル限り、依然此状態ヲ持續スヘク：

軍閥の割拠によって事実上統一政府が崩壊した中国の实情では、債権の回収が容易ではなかったことを物語っている。

第四の各店事業の助成では、右のように中国の政情不安から新規投資は消極策に転じてあまりおこなわれなかった。そのなかで北京特派員がこの時期に力を入れた一つが、青島塩の三井物産による内地取扱権 \parallel 代理店の獲得であった。「要領」には青島塩の取扱権をめぐる三菱との熾烈な獲得競争が報告されている。

北京特派員の役割について以上大まかに四点述べたが、もちろんこれだけすべてではない。中国所在日本公使館とたえず連絡をとりながら三井合名会社本店と公使館とをつなぐパイプ役でもあったし、三井傘下各事業の状態を本店へつなぐパイプ役でもあった。また北京特派員の現状認識と意見とは、三井合名会社本部

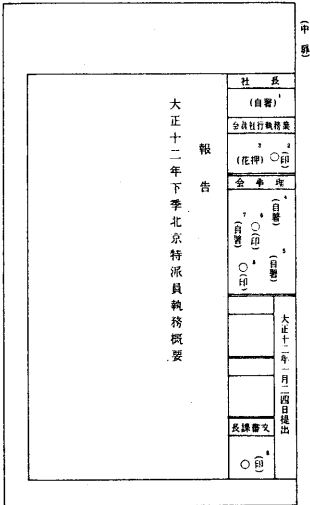
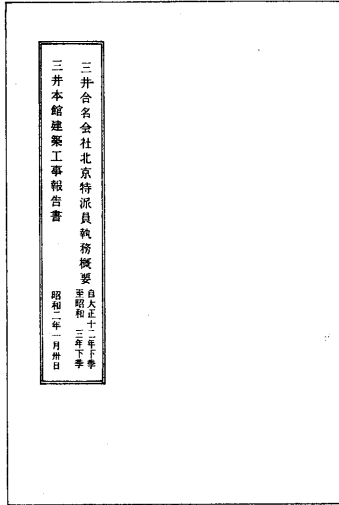
の对中国政策の意志決定に重要な影響を与えたことは言うまでもない。その意味からも本史料は一九二〇年代における三井財閥の对中国政策の概観を知る好個の史料と言えよう。

（春日 豊）

凡例

- 一、用字は原則として通用の字体を使用し、仮名づかいおよび平仮名・片仮名の混用は原文のままとした。
- 一、印判はその位置に○印をつけて（何某印）と注記し、花押および自署はその位置に（花押）、（自署）と注記した。
- 一、各季の扉については、大正十二年下季の事例のみを掲げ、それ以降については省略し、見やすいように各季をゴチックで示した。
- 一、原文は数字をすべてゴチック体で記述しているが、ここでは明朝体とした。
- 一、日野水の印形は、すべて欄外にある。

三井合名会社北京特派員執務概要



- 注1. 高橋
- 2. 高野
- 3. 高尾
- 4. 田原
- 5. 平賀
- 6. 坂井
- 7. 福野
- 8. 大島

(特内野紙)

(原丁 縦247mm 横191mm)

大正十二年下期北京特派員執務概要

〇〇 (日野水印)
(大村印)

一、概況

本期中ノ北京政局ハ、依然混沌タル状態ヲ継続シ、多年ノ懸案タル憲法ノ發布并ニ正式大統領ノ選挙ヲ見タルモ、毫モ政情ノ安定ヲ見ルニ至ラサルノミナラス、政府對議院ノ軋轢、直隸派内各派ノ抗争ノ如キハ、却ツテ執拗激烈トナリ、正式國務總理ノ如キモ久シク其選任ヲ見ス、最近孫内閣ノ成立ニ依リ、始メテ正式内閣ノ出現ヲ見ルニ至リタル様ノ為体ナリ、加フルニ財政ノ窮迫ハ、日ヲ追ウテ益甚タシキヲ加ヘ、政府各部ノ俸給不渡リハ、激烈ナル索薪運動トナリ、官府ノ同盟罷工トナリ、財政総長ノ如キハ常ニ之カ犠牲トシテ更迭ヲ繰返ヘシツツアリ、勢ヒ斯クノ如クナルヲ以テ、当特派員ハ物産会社ノ對政府、就中鐵道ニ對スル商売ノ如キニ對シテモ、最モ慎重ナル態度ヲ採リ、支払ノ最モ確實ト認ムヘキ、隴海及京奉ノ如キヲ除キ、他ノ京漢、京綏、津浦等ニ對シテハ、概ネ新規注文ヲ謝絶シ、主トシテ繼續事業ノ遂行ト、旧債ノ整理回収方ニ全力ヲ傾倒シ、以テ今期ヲ終始セリ

二、繼續事業

雙橋無線電台ノ建設ハ、前期末大体ニ於テ竣功ヲ告ゲタルニ依リ、期中繼續的ニ對歐洲トノ通信試驗ヲ実行シ、且漸次適切ナル改良ヲ加ヘタル結果、期末ニ於ケル電台ノ通信能力ハ、最早殆遺憾ノ点無キニ至リ、仏ノサンタツシース及獨ノナウエン局ノ如キハ、速ニ商業上ノ通信ヲ開始セントウ申込ミ來ルニ至レリ、然レトモフエテラ爾無線トノ紛議ハ今尚結ンテ解ケス、就中期中中国

務會議ハ、フエテラル契約ノ実行ヲ議決シタルカ爲メ、一層ノ紛糾ヲ惹起シ、上海電台建設ノ阻止并ニ三井利權擁護ノ爲メ、抗議宣伝運動有ユル苦心ヲ重ネ、辛フシテフエテラル契約ノ実現ヲ見スシテ今日ニ至ルヲ得タリ、本件ハ現ニ外交上ノ懸案タルモ支那政府ノ無力ニ対シ米國ノ強力ナル威迫アリ、加フルニ英仏ノ無線參加問題ト、大東大北ノ海底線特權問題アリ、事態紛糾、俄ニ其帰着スル所ヲ逆睹シ能ハサルノ状態ニ在リ、然レトモ外交上ノ解決如何ニ拘ラス、雙橋電台ヲ速ニ營業上ノ運用ニ供スルコトハ、最モ緊要事ニ属スルヲ以テ、近時海軍部トノ了解ノ下ニ、極力交通部ト接觸シ、之カ実行方法ニ就キ、其諒解ト援助トヲ得ルコトニ努メ居レリ

三、債權ノ確保

当特派員ノ監理ニ属スル対支那政府ノ債權ハ約一千万ニシテ、財政部ニ対スル國庫証券及印刷局借款并ニ京綏及京漢ニ対スル売掛金等ナルカ、印刷局借款ハ、前回更新ニ際シ、塩余ヲ担保トシ提供セシメタルニ因リ、各期一部ノ利子ヲ收受シ、期中前年度分ノ延滞利子全部ヲ一掃スルコトヲ得タリ、同借款ハ本月四日ヲ以テ再ヒ期限満了シタルニ依リ、目下財政部ニ向ヒ交渉中ナルカ、結局更ニ契約ヲ更新シ、時機ヲ俟ツテ整理スル外ナカルヘシ、國庫証券ニ就テハ、利子ノ引上ケト担保ノ提供方ニ就キ、絶エス交渉ニ努メ居ルモ、当局ノ更迭常ナク、未タ其目的ヲ達シ得サルヲ遺憾トス、京綏京漢ノ売掛金ニ対シテハ、機會アル毎ニ引子ノ引キ上ケテ承認セシメ、且一部ツツノ支払ヲ強要シ、期中京漢ヨリ九

万弗、京綏ヨリハ四万弗ノ支払ヲ得タリ、然レトモ京綏ニ対スル巨額ノ債權ニ対シ、斯ル僅少ノ支払ハ、殆九牛ノ一毛ニシテ、到底回収ノ目的ヲ達シ得サルヲ以テ、前期以來種々其整理方法ニ就キ研究中ナリシカ、期中アメリコ社マチニツク氏ノ渡支ヲ機トシ、同氏ノ担保附債券發行ニ依ル、總括整理案ヲ以テ、目下支那側ト折衝中ナルカ、其成否ハ尚未定ナリ、華府會議ノ結果ニ基ク、関稅二分五厘増徴會議ハ、支那政情ノ不安鉄道警備問題、仏國ノ要求ニ係ル金仏郎問題ノ障害ニ依リ、未タ開議ノ機運ニ達セサルモ、早晚實現ノ機會アルヘキヲ以テ、引続キ各債權者ヲ糾合シ、関稅ノ増徴ニ依リ整理セラルヘキ、債權元利ノ調査研究ニ從事シツツアリ

四、新規商売其他

期中隴海鐵道ニ対シ枕木十萬本、京奉線ニ対シ同シク十萬本合計六十余萬弗ノ売込契約ニ成功セリ、共ニ外人管理ノ鐵道ナルヲ以テ支払ヒニ懸念ナク、且爲替ノ有利ナル變動ニ依リ、相当ノ利益ヲ挙クルコト確實トナレリ、京奉ハ英人管理ノ結果從來日本商ノ供給ヲ拒絶シ来リタルモノナルカ、交通部ニ対シ強硬ナル抗議ヲ提出シ、材料ノ購入ニ就キ、國籍ヲ區別スルノ不可ヲ高調シタル結果、遂ニ此注文ヲ獲得シタルモノニシテ、將來ニ向ヒ利益スル所少カラサルヘシ

青島塩ノ内地取扱權獲得ニ就テハ、支那指定商ニ対シ、極力折衝ヲ重ネ、且同塩ニ関スル會議ノ爲メ目下入燕中ナル日本委員ニ対シテモ、十分接觸ヲ保チ居レルカ、支那側塩商間ノ紛紜今尚解決

セサルト、支那政府ノ意思力決定ヲ見サル結果、未タ開議ノ運ヒニ至ラサルモ、何レ會議ノ進行ニ伴ヒ、關係店ト協力シ、目的ノ達成ニ努力スル所アルヘシ

大正十三年上季

大正十三年上季北京特派員執務概要

○ (大村甲)

一、概要

当期中北京ノ政局ハ、比較的小康状態ヲ呈シタルモ、尚議會対政府ノ紛争アリ、総理対閣員ノ確執アリ、期末ニ到リ遂ニ内閣ノ更迭ヲ見ルニ至レリ、斯ク中央ニハ政權ノ争奪絶エス、地方ニハ軍閥ノ跳梁、兵禍ノ息マサル在リ、庶政荒廢、財政ハ愈破綻ニ沈湮セリ

華府會議ノ決議タル関稅二分五厘ノ増徴ハ内外債ノ整理、并ニ北京政府諸政釐革ノ唯一ノ機會トシテ、上下ノ期待スル所ナルモ、而モ金仏郎案ノ障害アリ、英米対支觀念ノ動搖アリ、為メ二期中支那政府力、関稅會議促進ノ希望ヲ以テ、其予備會議ノ開催ヲ哀訴セルニ拘ラス、外交團ハ断乎トシテ之レヲ峻拒セリ

事情斯クノ如クナルヲ以テ、当方ニ於テハ一方繼續事業ノ遂行ニ銳意スルト共ニ、鐵道債權ノ整理ニ全力ヲ傾注シ、新規商売ノ助成ニ就テハ、専ラ消極方針ヲ主持シテ今期ヲ終始セリ

二、繼續事業

雙橋無線ハ前期中、対欧米トノ通信試験ニ好成绩ヲ収メタルヲ以

テ、期中支那政府委員立会ヒノ下ニ、正式通信試験ヲ実行スヘキ予定ニシテ、之カ為メ海軍部委員ト共同シ、検査規定及検査方法ニ関シ數回協議ヲ重ネタルカ、一方フエテラル無線ニ対スル解決ハ、支那政府ノ無力ト不誠意ノ為メ、何等進展ノ跡無ク、剩ヘ最近交通部ハフエテラルノ要求ニ屈シ無線公債發行ニ対シ同意ヲ与ヘタル事實アリ、斯クテハ交通部屢次ノ声明ニ拘ラス、果シテ公平ナル検査ヲ期待シ得ルヤ否ヤ不明ニシテ、場合ニ依リテハ、故意ニ嚴重ナル検査ヲ行ヒ、仍テフエテラル契約実行ノ口実ヲ虚構センヤモ測リ難キヲ以テ、正式立会ヒ検査ノ実施期ニ就テハ、目下慎重考慮中ニ在リ

尚フエテラル契約ノ否認ハ由来我方根本ノ主張ナルヲ以テ、同契約ノ実行阻止ニ関シテハ、凡有苦心ヲ払ヒ、期中上海附近關係督軍及護軍使ニ対シ、電台敷地不売ノ了解ヲ求ムルト共ニ、議會及言論機關ヲ利用シ、盛ニ同契約ノ中国ニ不利益ナル点ヲ指摘シ、輿論ノ作興ニ努メタリ、同宣傳ハ今ヤ漸次其勢力ヲ増加シツツアルヲ以テ、将来無線案ノ解決上、有利ニ之ヲ利用シ得ヘキ見込ナリ

三、鐵道債權ノ整理

三井ノ支那鐵道ニ対スル債權ハ、京漢、津浦、京綏ニ対スルモノニシテ、昨年末ニ於ケル右三鐵道ニ対スル債權元利ノ合計ハ、金五百十二万一千円、銀五十二万七千弗米金百二万一千弗ナルカ、津浦京漢ノ二鐵道ニ対シテハ、稍整理ノ方途立チタルヲ以テ、京綏債權ノ整理ニ向ヒ全力ヲ傾倒シ、期中米國債權者ト協調シテ京

繰ヲ圧迫シ、遂ニ四月以降毎月各債権者ニ対シ、公平二年八分ニ相当スル利払ヲ実行セシムルコトトシ、四月以来一ヶ月三万三千円、六月迄二約十萬円ノ支払ヲ受クルコトヲ得タリ、然レトモ此レ暫行の弁法ニシテ、根本の解決ニ非サルヲ以テ、更ニ適當ノ機会ニ於テ、徹底的の整理案ノ実行ヲ強要スヘク、引続キ研究中ニ属セリ

財政部ニ対スル債権ノ整理ニ就テモ、均シク苦心ヲ重ネ、絶エス当局ト折衝ヲ繼續シ居レルカ、国庫ノ窮乏ハ言語道断ニシテ、国庫証券ノ如キハ、引続キ利払サヘ実行セラレサル状態ニ在リ、印刷局借款ニ就テハ、最近一昨年度ノ利子完済セラレタルヲ以テ、昨年度ノ利子ヲ元金ニ繰繰ミ、書換ヘヲ実行スヘキ目的ヲ以テ交渉中ナリシカ、此程ニ至リ漸ク其目的ヲ達シタリ

四、新規商売及各店ノ助勢

鉄道商売ハ整理ヲ主トシ、新規商売ハ大体ニ於テ消極方針ヲ主持シタルコトハ前記ノ如クナルカ、隴海鉄道ノ如キハ他ノ官鉄ト異ナリ代金支払ニ就キ何等懸念ナキヲ以テ、ヘルシアン、シンシケ―ト代表者ト接触シ、期中枕木約五萬本ノ売込ミニ成功セリ

青島塩ノ代理店獲得ハ、三井ノ食料品營業上多大ノ關係アルノミナラス、手数料ノミヲ見ルモ尚年数万弗ニ上リ、就中青島店ノ立場ヨリ見ルトキハ、其成否ハ同店ノ盛衰ニモ影響スヘキモノナルヲ以テ、期中北京ニ青島塩委員會ノ開カレタルヲ機トシ、日支委員及支那側關係者ト接触シ、凡有努力ヲ尽シタル結果、多数ノ有力ナル競争者ヲ排シテ關係者間ノ了解ヲ得、將ニ其成功ヲ収メ

トスル瞬間ニ於テ、不幸會議ノ決裂ヲ見、遂ニ其結末ヲ見ルニ至ラサリシハ、關係店ト共ニ最遺憾トスル所ナリ、但同委員會ハ早晚再開サルヘキヲ以テ、次回ニ於テハ必其目的ヲ達成センコトヲ庶幾シ、引続キ關係店ト策心シ、事件ノ推移ニ注意スルト共ニ、一方支那側ヲ動カシ、會議再開ノ機運ヲ促進スルコトニ努力シ居レリ

大正一三年下季

大正十三年下季北京特派員執務要領

一、概況

当初初頭江南ニ勃発シタル江浙ノ争乱ハ、忽ニシテ奉直血戰ノ動火線トナリ、遂ニ北支一帶ヲ驅ツテ大動乱ノ巷ト化スニ至レリ、奉直抗争ノ結果ハ、直派内部ノ破綻ニ因リ、終ニ同派ノ潰滅ニ帰シタルカ、軍權勢力ノ消長ハ、直ニ政權ノ移動ヲ伴ヒ、期中三度ヒノ政変ヲ見、期初直派ノ擁立シタル顏内閣ハ同派ノ没落ト共ニ瓦解シ、之レニ代リタル黃撰政内閣ハ、久シカラスシテ段臨時政内閣ノ為メ推戴スル所トナレリ

斯クノ如ク当期ハ、殆戦乱ト政変トニ終始シタルヲ以テ、對政府關係ノ交渉案件ノ如キハ、政変ノ都度之カ交渉ヲ新ラニスル結果トナリ、徒ラニ手数ト煩勞トヲ重ネ、而モ何等ノ進捗ヲ見スシテ当期ヲ經過スルノ已ム無キニ至レリ

而カノミナラス動乱ノ結果ハ、左ナキタニ窮迫セル北京政府ノ

二、無線懸案

財政ヲ破壊シ、加フルニ鉄道行政ヲ紊乱シ、財政部及各鉄道ニ対スル債権ハ、唯機械的ニ督促ヲ継続セルニ止マリ、毫モ回収ノ目的ヲ達スルコト能ハサリシハ、甚タ遺憾トスル所ナリ

無線問題ハ、既ニ純然タル國際的外交案件ト化シ、之カ根本的解決ニハ、尚多大ノ迂余曲折アルヘキヲ想ハシムルモノアリ、仍テ当方ニ於テハ、暫行の弁法ニ依リ速カニ電台ノ運用ヲ開始センコトヲ期シ、一方国会議員ノ一部并ニ言論機關ヲ縱^(一)統シテ、フエテラル無線ノ取消并ニ雙橋無線開局ノ必要ヲ宣伝シ國內輿論ノ作興ニ努ムルト共ニ、他方政府要路トノ折衝ニ努力セリ、然ルニ宣伝ハ予期以上ノ效果ヲ収メ、フエテラル無線ノ取消ハ、最早殆一般ノ輿論タル觀アルニ至リ、政府当局ニ於テモ、漸ク雙橋開局ノ必要ヲ認メ、大体ニ於テ三井ノ仮經營ニ同意スヘキ勢ナリシカ、不幸時局ノ為メ、屢内閣ノ更迭ヲ見、遂ニ期中開局問題ノ具体化スルニ至ラサシハ、是非モ無キ次第ナリ

臨時執政内閣ノ成立ニ依リ葉恭綽氏交通總長トナリ、同氏カフエテラル契約ノ發頭人タル關係上、米無線ノ進行ヲ策スルノ氣勢アルヲ見ルヤ、事前ニ同氏ノ反省ヲ促スカ為メ、強力ナル手段ヲ施シタルカ、之レカ為メ同氏モ深く反省スル所アリ、氏ノ旧套タル疎日親米政策ノ危険ナルコトヲ味得スルニ至レリ

我政府ハ最近漸ク無線ニ対スル方針ヲ決定シ、一方直接米政府ト折衝ヲ開始スルト共ニ、当方ノ提示セル仮經營案ニ同意セル

ヲ以テ、目下公式通信試験ノ施行并ニ電台ノ仮經營ニ就キ、徐々ニ当路トノ下交渉ニ着手シ居レルカ、現政府ハ諸事革新ノ機ニ会シ、善後會議ヲ始メ、重大ナル凡百ノ内政問題ニ没頭シ居ル際ナルヲ以テ、本件交渉モ尚相當ノ日子ヲ要スヘク、此間多大ノ荆棘ヲ踏破スルノ要アルモノト信セラル

三、債権ノ回収

財政部及各鉄道ニ対スル債権ノ確保并ニ回収ニ就テハ、不斷ノ努力ヲ傾注シ居ル所ナルカ、時局ノ結果ハ全然吾カ努力ヲ水泡ニ帰セシメタリ即チ戦乱ノ結果財政部ハ、凡有ル収入ヲ挙ケテ軍費ニ供シ、債務ノ償還ニ対シテハ、釐毫モ其資源ヲ有セス、國庫証券ハ固ヨリ、塩余ヲ担保トセル印刷局借款ノ如キモ、遂ニ何等ノ支払ヲ受クル能ハスシテ本期ヲ経過セリ、鉄道債権亦同様ニシテ、時局ノ初頭、京綏ノ機關車四十二輛ハ、我債権ノ担保タルヲ以テ断シテ戦争ニ使用スヘカラサルコトヲ通告シタルモ、軍閥ハ一切ノ鐵道ヲ支配シ、京綏線ノ機關車ニシテ、山海關ノ戦争ニ使用セラレタルモノ実ニ五十餘輛ニ及ヘリ、斯クテ戦争ノ為メ一般ノ交通杜絶シ、鐵道收入ハ一時殆絶滅セルヲ以テ、今春京綏トノ協定ニ係ル月賦償還モ、八月以降遂ニ其実行ヲ見スシテ終レリ、仍テ臨時執政政府ノ成立ト共ニ東亞ト提携シ、京綏債権整理ノ為メ、整理公債ヲ起コシ、旧債ヲ新公債ニ乘リ替ユルト共ニ、新公債ノ保障方法トシテ、京綏鐵道ニ対シ會計監督及運輸主任ヲ差入ルルコトトシ、目下交通部ト交渉中ナリ、本案ハ大体ニ於テマチニツク案ノ復活ナルヲ以テ、米債

權者ノ大部分ハ、必ス之レニ協調シ来ルヘク、唯貨車賃貸契約ノ優先權ヲ楯トシ、従来マ案ニ反対シ来リタルフアウラーカ如何ナル態度ヲ採ルカハ、本案成否ノ關鍵ナルカ、幸ニシテフアウラーカ時局ノ變化ヲ了解シ、我レニ追従シ来ルニ於テハ、恐ラクハ実現ノ機會アルモノト期待シ居レリ

四、各店事業ノ助成

大同炭田ニ関スル大源鋳業ノ施設ハ、梁士詒一派タル民康ノ失錯ニ依リ、全ク行詰リノ状態ニ陥リタルモノナルカ、之レカ挽回ハ結局同室公司ヲ日支合弁トシ、日本側カ公然同室ノ経営ニ参加スル權利ヲ取得スルヲ以テ捷徑トスルモ、山西ノ事情ハ俄カニ之レカ実現ヲ許ササルモノアルヲ以テ、期中大源ノ代表者ト協同シ、民康ヲ除外シタル山西鋳主ヲ相手方トシ、日支合弁売炭会社ノ組織并ニ京綏線特価運賃獲得ヲ計画シ、順次交渉ヲ進メ大ニ山西側ノ賛成スル所トナリタルカ、最近ノ政変ニ依リ、葉氏交通總長トナリ、再ヒ梁士詒一派ノ抬頭ヲ見ルニ至リタル結果、特価運賃獲得ニ関スル交通部トノ交渉上、民康ノ除外ヲ不利益トスルニ至リ合弁売炭会社ノ組織ニ就テモ、再ヒ計画ヲ変更セルヲ得サルニ至レリ

青島塩ニ就テハ、前期日支會議ノ決裂後、永裕ト協力シ、會議再開ノ機運ヲ促進スルニ努メ、遂ニ八月中塩務署ハ我公使館ニ対シ非公式會議ノ開會ヲ請求スルニ至リ、爾後二回ノ合會ヲ見タルカ偶時局ニ會シ殊ニ再三当局ノ更迭アリタル結果、終ニ何等ノ進捗ヲ見スシテ今日ニ至レリ、然レトモ現政府ハ財源捻出

ノ必要上、青島塩問題ノ解決ヲ急キ、現ニ臨時弁法ニ依ル青島塩ノ輸出又ハ青島塩會議ノ速開ヲ希望シ居レルヲ以テ、臨機關係者ト協同シ、三井ノ素志ヲ実現スルコトニ努力スヘク、目下夫レ夫レ準備中ニ在リ

枕木其他鐵道用品売込ミノ如キモ殆其成約ヲ見ルニ至ラザリシカ、之レ一二時局ノ影響ニ係レリ

要之当期ハ、戦乱ト政変トニ終始シタル結果、当方多クノ懸案ハ、之カ解決ヲ、凡テ将来二期セサルヘカラサルニ至リタル次第ニシテ之レ當方ノ最モ遺憾トスル所ナリ

大正一四年以上季

大正十四年以上季北京特派員執務要領

○ (大村甲)

概況

前季末成立シタル段執政内閣ハ、銳意時局ノ收拾ト、庶政ノ更始一新ニ努メ、二月一日開會ヲ見タル善後會議ハ、始メ甚タシク其成果ヲ疑ハレタルニ拘ラス、兎モ角モ、国民會議、軍事整理及財政整理ニ関スル三大法案ヲ通過シ、無事終局ヲ見ルニ至リ、時局ノ收拾ニ対シ、一紀元ヲ画シタリ、次テ新政府ハ、多年ノ懸案タリシ、金仏郎案ノ解決ニ依リ、仏國ノ華府九國條約ノ批准并ニ閣會議召集ニ対スル唯一ノ障害ヲ除去シ、外交上一大成功ヲ収メタル結果、新政府ノ基礎ヲシテ著シク鞏固ナラシムルコトヲ得タリ、事情斯クノ如クナリシヲ以テ、期初以來當特派員ノ、對政府

トノ各種ノ交渉ハ、概ネ順調ニ進捗スル所アリ、為メニ多大ノ希望ヲ囑シタル次第ナルカ、期末上海事件ノ突発ニ因リ、排日排英ノ運動ヲ激発シ、政府ハ内外共ニ難局ニ直面スルニ至リタルカ為メ、再ヒ各種交渉ノ停頓ヲ見ルニ至レリ

一、無線電信

雙橋無線電台ハ期初海軍部ト協議ノ結果、二月中愈公式立會通信試験ヲ実行スルコトナリ、前後一ヶ月余ニ亘リ試験ヲ続行セル結果欧米各局トノ通信ニ於テ最モ良好ナル成績ヲ収メ、電台ノ能力ニ於テ、建設上何等間然スル所ナキコトヲ立証セリ、然ルニ電台ヲ開局シ、速ニ之ヲ運用スルコトハ、世界通信上裨益スル所少カラサルノミナラス、電台維持ニ関スル經濟的立場ヲ確立シ、更ニ日米爭議ノ解決上、有力ナル地歩ヲ獲得スル所以ナルヲ以テ、電台仮経営ノ契約ヲ締結センコトヲ期シ、海軍部并ニ交通部ニ対シ、直ニ交渉ヲ開始シタリ、而シテ海軍部トノ交渉ハ、極メテ円滑ニ進行シ、当方ノ提案ハ、其儘同部ノ容認スル所トナレリ、交通部ニ於テモ、主義トシテ三井ノ仮経営ニ同意セルノミナラス、契約案ニ対シテモ、大体ニ於テ異議ヲ存セザリシヲ以テ、開局ニ要スル設備費予算ノ承認ヲ待ツテ、併セテ之ヲ支那政府ニ提示シ、閣議ノ通過ヲ図ルヘキ予定ナリシカ、我政府ハ資金曠欠ノ故ヲ以テ二重通信ノ施設費ヲ承認セス、從ツテ同費目ニ加算セル支那關係当局ニ對スル酬勞金ノ如キモ、著シク削減ヲ見ルニ至リタルカ為メ、支那側トノ本件交渉ハ、更ニ各種ノ点ニ就キ、再議ヲ要スルコトナレリ、恰モ我政府ハ從來固執シ來レル三井独占權

ニ関スル主張ヲ拋棄シ、雙橋電台ヲ以テ借款團ノ形式ニ依ル、共同経営ニ附スルノ主義ヲ決定シ、直接米政府ニ交渉スルコトナリシヲ以テ、米政府ノ態度如何ニ依リ、或ハ根本問題ノ解決ニ對シ、一新紀元ヲ画スヘキ希望アルモノト期待セラレ、當方ニ於テモ之レカ經過ハ、深甚ノ注意ヲ以テ觀望セル次第ナルカ、米政府ハ依然フエテラル支持ノ態度ヲ變セサルヲ以テ、根本問題ノ解決ハ、未タ其曙光ヲモ認ムルニ至ラス、從ツテ仮経営問題ハ、依然獨立ニ其進行ヲ図ルノ外無キ勢ヒトナレリ

一、旧債ノ整理

支那政府各部ニ對スル債權ノ回收并ニ之レカ確保方法ニ就テハ、常ニ凡有ル努力ヲ傾注シ居レルカ、北京政府財政ノ現状ハ、到底旧債償還ノ余力ナク、國庫証券并ニ印刷局借款ノ如キ、孰レモ元利共ニ延滞ノ儘当期ヲ經過セリ、鐵道債權中京綏鐵路ニ對スル三井ノ債權ハ、約五百五十万円ニシテ、昨夏京綏沿線ノ洪水ニ次キ、奉直ノ戰乱アリ、京綏鐵路ノ被害甚大ニシテ、為メニ爾後債權ニ對スル利払モ、定期ニ收受シ能ハサル状態トナリシヲ以テ、今期政府ノ稍安定セル機會ニ乘シ、根本的整理案ヲ樹立センコトヲ期シ、米國債權團并ニ支那銀行團ト協力シ、三月以降引続キ交通部ト折衝シ、マチニツク案ヲ骨子トセル担保附整理公債三千六百万弗ノ發行ニ依ル根本的整理案ヲ議定シ、遂ニ五月三十日ヲ以テ同仮契約ニ調印スルニ至レリ、本件ハ利害ヲ異ニセル日米支ノ債權者カ、小異ヲ捨テ大同ニ就キ、協調主義ヲ以テ一貫セル好個ノ新例ニシテ、既ニ六月一日ヲ以テ契約ノ実行ニ入り、北支ノ平和カ

維持セラルル限り、必ス成功ヲ収ムヘキモノト信セラル、本契約ハ引キ続キ調印ヲ見ルヘキ予定ナリシカ、支那側ト馮玉祥トノ間、未タ意思ノ疏通全カラサルモノアリ、遂ニ今期中其ノ運ヒニ至ラサリシカ、追ツテ其解決ヲ見ルヘキモノト期待シ居レリ

一、各店業務ノ助成

物産会社ノ対政府商売ハ、政府ノ財政窮迫ノ結果、代金ノ延滞ヲ惧レ、一切其需メニ応セサル方針ヲ以テ一貫シ居レルカ、各鐵路ノ枕木ニ対スル需要ハ頗ル緊切ナルモノアルヲ以テ、代金即時払ノ条件ヲ以テ、当期中京綏、隴海、津浦ノ各鐵道ニ対シ、合計十七万本ノ成約ニ助力シ、孰レモ完全ニ其実行ヲ見タリ

青島塩代理店問題ニ就テハ、物産会社ノ利害重大ナルニ鑑ミ、終始当方ノ努力ヲ怠ラサル所ナルカ、期中三菱ノ猛烈ナル策動アリ一時三井ノ地位危殆ニ頻シタルカ、当方ニ於テハ終始公使館ト聯絡シ、徐ロニ永裕ヲ反省セシムヘキ目的ヲ以テ、會議再開ノ遷延ヲ図リ、漸クニシテ危機ヲ脱スルコトヲ得タリ、然レトモ三菱ハ背後ノ勢力ヲ利用シ、凡有ル犠牲ヲ忍ヒテ、三井ノ地盤ニ突入スヘキ決心ヲ有セルヲ以テ、三井カ本件最後ノ目的ヲ達スル迄ニハ、尚不斷ノ努力ヲ必要トシ且多クノ迂余曲折アルモノト信セラル

大正一四年下季

大正十四年下季北京特派員執務要領

〇〇 (目野水印)
(大村印)

概況 前期末支那各地ニ弥漫シタル、排日并ニ一般的排外運動ハ当期ニ入り漸次鎮靜ニ帰スルニ至リタルカ、期初十月ヲ期シ関稅會議開催ノ議決定ヲ見ルヤ、段執政府并ニ之カ支持者タル張馮ニ對抗セル南方諸軍閥ハ、逸早く関稅會議反對ヲ声明シ、加フルニ張馮ノ間亦漸ク對抗ノ勢アリ、物情自ラ騒然、関稅會議ノ前後ニ於テ、必ス波瀾ノ汹涌スヘキヲ想像セシムルニ至レリ、果セル哉十月初頭孫伝芳ノ擧兵ニ次キ、北支五省ハ忽チニシテ動乱ノ卷ト化シ、北京政府ハ既二十一日中瓦解シ、殆無政府ノ状態トナリ、且國民軍對李景林ノ抗争ハ、全然京津間ノ聯絡ヲ杜絶セシメ、此レカ為メ北京ヲシテ宛然タル籠城状態ニ陥ルルコト約三週日ニ及ヘリ、季末京津間ノ抗争一段落ヲ告ケ、許世英內閣ノ出現ヲ見タルカ、各地ノ動乱ハ、尚未タ終熄スルニ至ラス、而モ新內閣ハ時局收拾ノ実力ヲ欠ケルヲ以テ、北支ノ政局ハ依然不安動揺ノ裡ニ在リ、勢ヒ斯クノ如クナリシヲ以テ、期中当特派員ノ對政府交渉案件ハ、孰レモ停頓ヲ免レス無線懸案、京綏整理案ノ如キ、何レモ前期末ノ原状ヲ脱セス、僅ニ青島塩代理店問題カ漸クニシテ一段落ヲ告ケタルハ、實メテモノ幸ヒトスル所ナリ

無線懸案

雙橋無線電台ハ、前期中公式立會試驗ヲ完了シタルカ、当期ニ入り支那側試驗委員ハ、執政府ニ対シ、右試驗及檢査ノ結果ヲ報告シ、各部ノ建設工事カ、契約条項ト符合シ、何等指摘スヘキ欠陥ナキコトヲ具申シタリ、從ツテ三井ノ電台建設ニ対スル請負上ノ責任ハ、之ヲ以テ完全ニ解除セラルルニ至レリ、斯ク電台ノ完成

セルニ伴ヒ問題トナルハ、同電台ヲ開局シ、之レカ運用ヲ開始スルノ一事ナルヲ以テ、前季中既ニ電台仮経営案ヲ設ケ、爾來支那政府ト交渉ヲ繼續シ居リシカ、期中我政府ハ、再ヒ根本問題ニ付キ、直接米國政府ト折衝スルニ至リタルカ為メ、自然仮経営問題ハ、進行ヲ策スルコト能ハス、暫ク政府交渉ノ結果ヲ待望スルノ已ムナキニ至レリ、然ルニ米政府ハ、我政府案タル、借款團ノ形式ニ依ル列國合同案ニ賛成セス、飽ク迄上海電台ノ建設ヲ敢行スルノ勢ヲ示シ、殊ニ関稅會議ヲ好^マ呼^ブトシ、其起工ヲ迫ルノ意圖歴然タルモノアリシヲ以テ、当方ニ於テハ、會議開催ノ前後ニ於テ、凡有ル警戒ヲ加ヘ、支那當局ト接触シ、極力米國側ノ計畫ヲ覆スコトニ努メ、辛フシテ現状ヲ維持スルコトヲ得タリ、一方有線會社トノ交渉ハ、期中多大ノ進捗ヲ見、遂ニ仮協定ノ調印ヲ見ルニ至リタルカ、根本問題ノ解決ハ前記ノ如ク依然其曙光ヲモ認ムルニ至ラス、加フルニ北京ノ政局ハ不斷ノ動搖アリ、電台開局ノ実現ハ、差当リ甚タ望ミ薄キ状態ニシテ、期末電台持久ノ目的ヲ以テ、掛員一部ノ減少ヲ斷行シタルハ、是非モ無キ次第ナリ

京綏債權整理問題

京綏債權ノ整理ニ関シテハ、前期末日米支合同ノ整理案ヲ樹立シ、遂ニ仮調印ヲ了シタルヲ以テ、当期ニ入り直ニ本協定ニ調印シ、其実行ニ移ルヘキ目的ヲ以テ、種々交渉ヲ重ネタルカ、張馮對抗ノ勢ヒ顯著トナルニ伴ヒ、馮玉祥ハ同整理案ヲ以テ、有事ノ際自己ノ軍事行動ヲ制肘スルモノト解シ、遂ニ同案ノ成立ヲ妨害スルニ至リタルカ為メ、交通部ハ最早如何トモスルコト能ハス、

關係者各自ノ努力ニ拘ラス、遂ニ本契約調印ノ目的ヲ達セスシテ止メリ、京綏整理案ノ不成功ハ、各種ノ意味ニ於テ、最モ遺憾トスル所ナルカ、今ヤ同鐵道ニ對スル債權モ、結局関稅會議ニ於テ、其整理ニ包含セシムル外、最早他ニ方途ナカルヘシト信セラル

債權ノ整理

三井ノ對支債權ハ、元利總計大約二千万元ニ達シ居ル次第ナルカ、政局不斷ノ動搖ト、政府財政ノ破壊セル結果ハ、絶對的ニ其償還ヲ受クルコト能ハサルニ至レリ、然ルニ今次ノ関稅會議ハ、関稅ノ増徴ニ伴ヒ、内外債ノ整理ヲ目的トシ、從ツテ我債權ノ整理ヲ受クヘキ、絶好ノ機會タルヲ以テ、当方ニ於テハ會議ノ初頭ヨリ、常ニ我全權ト接触シ、國策ト抵觸セサル限度ニ於テ、我社ノ希望ヲ披瀝シ其實現ニ努力シツツアリ、関稅會議ハ時局ノ變転ニ拘ラス、依然進行中ナルヲ以テ、特別ナル異變ニ遭ハサル限り、恐ラクハ繼續サルモノト認ムヘク、当方ニ於テハ、其進行ニ對シ、常ニ深甚ナル注意ヲ傾倒シ居レリ

各店事業ノ助成

青島塩代理店問題ハ、十五年ニ亘ル事業ニシテ、代理店口錢ニ於テ相当巨額ノ利益アルノミナラス、三井ノ塩ニ對スル地盤ヲ樹立シ、其直接間接ノ利益ハ甚大ナルモノアルヲ以テ、前後約二年ニ亘リ、種々画策シ来リタルカ、期中日支交渉ノ進捗ニ伴ヒ、愈永裕及塩務署長トノ了解ヲ固メ、鈴木及三菱等ノ激烈ナル運動ニ拘ラス、辛ニシテ三井ノ立場ヲ確立スルコトヲ得タリ、然ルニ三菱ハ現政府ノ威力ヲ挾ミ、遂ニ割込^ニノ決心ヲ翻サス、本店亦其割

込ミヲ容認スルニ至リタルカ爲メ、二社共同シテ永裕ノ代理店トナリ、終ニ本件ノ落着ヲ見ルニ至レリ、三井カ当然ノ獲物ニ対シ、其一半ヲ他ニ譲リタルハ、或意味ニ於テハ遺憾トスル所ナルモ、二社カ対外活動ニ於テ、協調ノ先例ヲ開キタルハ、必スシモ無意味ト謂フ能ハス、青島塩ニ関スル兩社ノ協調カ、円満ニ運用セラレ、兩社共ニ所期ノ利益ヲ挙クルニ至ランコトハ、当方ノ最モ希望シテ已マサル所ナリ

大正一五年上季

大正十五年上季北京特派員執務要領

代○(日野水印)

概況 当期中北京ハ、殆兵乱ト政変トニ終始シタリ、即チ一月初頭、奉直聯盟ノ成立ト共ニ、京畿ノ四周、忽チニシテ攻戦ノ巷トナリ、三月中早クモ、京津間ノ交通杜絶シ、首善ノ府、宛然籠城状態ニ在ルコト月余、屢々聯軍飛機ノ爆撃ヲ蒙レリ、四月末、国軍ノ撤退ニ因リ、漸クニシテ籠城状態ヲ脱シタルモ、兩軍ハ今尚北京ノ北郊ニ対峙シ、軍兵難民、城ノ内外ニ充滿シ、物情依然トシテ騒然タリ、

兵乱ノ弥久斯クノ如クナリシヲ以テ、軍閥ノ消長ニ伴ヒ、政変亦頻リニシテ、期中総理ヲ代ユルコト四度ヒ、此間段執政政府ハ覆没シ、事实上ノ無政府状態ハ、前後二ヶ月ニ亘レリ、期末張呉ノ会商ハ、多大ノ期待ヲ以テ迎ヘラレタルモ、議時局ノ收拾ニ及ハス、正式内閣ノ樹立ハ、依然將來ノ懸案ニシテ、政情混沌、殆

逆睹シ能ハサル状態ニ在リ、此間外交団ハ、全然傍觀ノ態度ヲ採リ、國際交渉ノ對手タル地位ヲ認メス、関稅會議ノ如キハ全く停頓シ、最近列國代表ハ、事实上ノ無期停會ヲ声明スルニ至レリ

期中当地ノ情勢、斯クノ如クナリシヲ以テ、当特派員ノ對政府交渉案件ハ、概ネ進行ヲ策スヘキ方途無ク、僅ニ青島塩ノ問題カ、二月中賈内閣ノ瓦解ニ先シ、突嗟ノ間、正式協定ノ調印ヲ了セシメ、辛フシテ最後ノ解決ニ、到達スルヲ得タルニ止マレリ

無線懸案

雙橋無線電台ハ、客春竣功ト共ニ、仮経営案ヲ草定シ、海軍部ノ同意ヲ得テ、直ニ之ヲ支那政府ニ提示シ、閣議ノ承認ヲ要請シタリ、爾來機會アル毎ニ、其准許ヲ督促シツツアルモ、無力ニシテ動搖常ナキ支那政府ハ、遂ニ之レヲ決裁スルノ能力ナク、在再今日ニ及ヘリ、然ルニ一方米國ハ、依然当初ノ計画ヲ捨テス、フエテラル社ノ代表ハ引続キ北京ニ常駐シ、米國公使館ノ援助ヲ以テ、支那政府ニ対シ、絶エス上海電台ノ起工ヲ迫リ、毫モ怯ム所ナシ、此カ爲メ米社ト当方トハ、不斷ノ明闘ト暗闘トヲ繰リ返ヘシ、無益ナル努力ヲ傾ケ、而モ其解決ニ就テハ、何等裨益スル所無キ状態ナルヲ以テ我政府ハ昨年来直接米國ト折衝シ、借款團ノ形式ニ依ル、列國合同案ヲ以テ、米國ノ協調ヲ求メ、交渉ノ中心地ヲ、一時北京ヨリ、華府ニ移シタル次第ナルカ、期末ニ至リ、華府ニ於ケル交渉ハ、全ク失敗ニ終リ、米國ハ支那無線ニ就テハ、飽ク迄我方ト協調ノ意思ヲ有セス、米支無線通信ノ独占ヲ根底トスル、上海無電ノ建設ヲ固執スルコト、殆疑ノ余地ナキニ至レリ、

斯クテ日米支外交ノ痼種タル無線案ハ、差当リ、再ヒ解決ノ途ヲ失ヒタルモノニシテ、尨大ナル雙橋電台カ、日米国策ノ犠牲トナリ、世界ノ交通通信ニ対シ、何等寄与スルニ至ラサルハ、当方ノ最モ遺憾トスル所ナリ

債権ノ整理

約二十万円で計上スル、我対支債権ニ対シテハ、從來之レカ保全ト回収ニ就キ、絶エス努力ヲ傾注シ来レル所ナルカ、客秋関稅會議開催以後ハ、一般ニ対支債権ノ整理ハ、同會議ヲ以テ、唯一ノ総括整理ノ機會ナリト看做サレタルヲ以テ、当方ニ於テハ、常ニ我代表及委員ト接触シ、殊ニ今春日本債権整理案ノ編成ニ當ツテハ、極力我社ノ主張ト、希望トヲ披瀝シ、遂ニ我社ノ債権ハ、津浦貨貨車、期限未經過分ヲ除キ、爾余ノ債権ハ、悉ク整理案中ニ、包含セシムルコトヲ得タリ、然ルニ関稅會議ハ、段々政府ノ覆没後、久シク無政府状態ノ持續セルト、會議ノ範圍ニ関シ列國間ノ主張、漸次乖離セル結果、遂ニ停會ノ声明ヲ見ルニ至リ、前途再開ノ機會亦殆予見シ能ハサルニ至レリ、斯クテ債権整理ノ問題モ、差当リ実現ノ希望ナク、前途望洋ノ嘆ナキ能ハサルモ、時局ノ安定ト、将来再開セラレハキ、関稅會議ノ範圍ノ確定スルヲ俟チ、徐ロニ解決ヲ策スルノ外、他ニ方途ナカルヘシト信セラレ

他店事業ノ助成

青島塩問題ハ、前期末仮協定ノ調印ニ依リ、漸ク一段落ヲ面シタルカ、爾後新塩務署長ハ、公然軍費ヲ名トシ、永裕及代理店ヨリ、巨額ノ犠牲ヲ要求シ、容易ニ一般協定ノ正式調印ヲ肯セス、關係

者ヲシテ、甚シク焦慮セシメタリ、然ルニ当方ニ於テハ、旧正前公使館ヲ勸説シテ、塩余十八万弗ヲ解放セシメ、更ニ永裕ヲシテ七万弗ノ借款ニ応セシメ、此兩款ヲ香餌トシテ、突嗟ノ間、一般協定ノ正式調印ヲ了セシメタリ、我社カ此カ為メ何等ノ犠牲ヲ払ハス、而モ多年ノ懸案ヲ終局ノニ解決シ得タルハ、最モ幸ヒトスル所ニシテ、今後關係店ニ於テ、年ト共ニ所期ノ成功ヲ收ムルニ至ランコトハ、当方ノ希望シテ止マサル所ナリ

大正一五年下季

大正十五年下季北京特派員執務要領

○(日野水印)

一、概況

当期中北京ハ、依然政局ノ混乱ト軍閥抗争ノ舞台タルニ終始セリ、即チ前期末ヨリ北京ノ北郊ニ対峙シタル國民軍及奉直聯合軍ノ抗争ハ、期中國民軍ノ塞外退却ニ依リ一段落ヲ告ケ、北京ハ漸クニシテ鉄火ノ憂ヒニ遠カリタルモ、戰勝ノ奉軍ハ引続キ京師ノ内外ヲ埋メ、吳佩孚ノ南下ハ、直ニ奉直兩派權衡ノ喪失トナリ、之カ為メ直隸派ノ主持シタル杜錫珪内閣ハ、忽チニシテ覆没シ、月ヲ閱シテ後継者ヲ得ス、事実上ノ無政府状態トナレリ、此間広東北伐軍ハ、急潮ノ如ク長江ニ進出シ、武漢ノ陥落ト吳佩孚ノ失脚トハ輒瞬ノ間ニ在リ、斯クテ北支ノ一帶ハ拳ケテ奉天派ノ独占ニ歸シ、遂ニ奉派ト連絡アル顧維鈞氏出テテ、内閣ヲ組織シタリ

然レトモ近時ノ北京政府ハ、巨頭軍閥ノ北京特派員タルニ過

キス、其職責トスル所ハ専ラ軍餉ノ調達ニ存シ、而モ財政ノ窮乏ハ言語道断ニシテ、各部総長ハ常ニ索薪運動者ノ包囲スル所トナリ、殆其居ニ安シ能ハサル為態ナルヲ以テ、最近歴代ノ内閣ハ、各部総長ヲ任命スルモ、嘗テ全員ノ就任ヲ見タルコトナク、顧内閣ノ如キモ事實上二三ノ閣員ヲ備フルニ過キス、政務曠廢、全ク中央政府タルノ実ヲ有セサル状態ナリトス

期末南方派ノ江西攻略ニ伴ヒ、広東政府ノ武昌移転アリ、西北国民軍ノ陝西戡定ニ依ル河南ヘノ進出アリ、所謂南方派ノ勢力ハ本部十一省ヲ掩有スルニ至リ、斯クテソビエツトノ援助セル南方軍ト、張作霖ヲ總司令トスル安國軍トハ、民国ヲ瓜分シ互ニ對峙ノ形勢ヲ為シ、江北一帯ノ交通并ニ一切ノ經濟活動ヲ麻痺セシメツツアル現状ナルカ、此抗争ハ或ル意味ニ於テ、支那將來ノ運命ヲ画スルモノニシテ、奉派ノ勝利ハ、一定期間依然軍閥暗黒政治ノ持續ヲ意味シ、南方派ノ勝利ハ孫文革命ノ成就ト共ニ、我國カ直ニソビエツト東方策ト直面スヘキ重大ナル意義ヲ有スルモノトス、而シテ支那民間ノ輿論カ、今ヤ全ク軍閥ヲ離レ、一般ニ南方派ニ存スルハ、特ニ注目ヲ要スヘシ、尚期中注目スヘキ事件ハ、期末英國ノ宣言シタル對支方針ニシテ、就中華府條約ニ依ル関稅附加稅ノ即行案ハ、我對支貿易上至大ノ關係アリ、此レカ成行キニ付テハ、特ニ注目ヲ要スヘシ

期中当地ノ情勢斯クノ如クナリシヲ以テ、当方ニ於テハ各種對政府ノ交渉ニ於テモ、何等進行ノ策スヘキモノナク、無線問題ヲ始メトシ、債權整理問題并ニ各店事業ノ助成ニ就テモ、専ラ消

極守成ノ方針ヲ持シ、偶支那政府ノ要求ニ基ケル蕪湖米五十萬担輸出問題、長蘆塩輸出計畫、其他青島塩ニ関スル借款ノ要求等ニ對シテモ、全ク消極方針ヲ以テ終始セリ

二、無線問題

多年ノ懸案タル雙橋無線ニ就テハ、予テ外務省ノ方針ニ基キ、華府ニ於テ米政府ト我大使間借款團ノ形式ニ依ル協調ノ方針ヲ以テ交渉ヲ進メタルカ、期中米國ノ回答セル所ハ、依然上海無電ノ建設ヲ固執シ、毫モ協調ノ色アルヲ見ス、僅ニ日米支間、紐育ニ於テ円卓會議ヲ開催セントラ提唱セルニ止マレリ、加之支那ニ於テハ、依然上海電台建設ノ交渉ヲ持續シ、八月中米國公使ハ外交部トノ間、屢次ノ折衝ヲ重ネ、我方ノ妨害ニ依リ、其成功ヲ期シ難キヲ見ルヤ、更ニ對支外交ノ地方化ヲ志シ、米使自ラ孫伝芳ト折衝スルニ至レリ、然レトモ我方ニ於テハ、常ニ凡有ユル警戒ヲ加ヘ、事前ニ我軍事特務機關ヲ通シ、妨遏ノ策ヲ施シタルカ為メ孫伝芳ハ米使ノ要求ヲ拒絕シ、幸ニシテ大事ニ至ラサルヲ得タリ、期末フエデラル社ハ、更ニ張宗昌ト提携セントスル事実アルヲ探知シ、逸早く公使館ノ援助ヲ求メ、現ニ之カ打壞ニ努力シツツアリ、斯ク米國カ凡有ユル機会ヲ捕ヘテ、既定國策ノ遂行ヲ期セントスル事実ニ顧ミルトキハ、期末マルコ二社ヨリ提唱シタル、所謂日英仏米ノ四國円卓會議カ、果シテ成立シ能フヤ否ヤ甚ダシク疑問ナリト謂フヘク、此國際紛糾ノ懸案カ、何レノ日ヲ以テ、終局的解決ニ到達スヘキ乎、軼々望洋ノ嘆ナキ能ハサルヲ遺憾トス三、債權ノ整理

三井ノ対支債権二千万元ハ、期初関稅會議ノ停會ニ依リ、再ヒ整理ノ機會ヲ失ヒタルモノナルカ、期中ノ動亂ハ愈其再開ノ希望ヲ失ハシメ、期末英國ノ提唱セル附加稅即行案ニ於テモ、何等債権ノ整理ヲ予想セス、斯クテ対支債権ノ總括整理ハ、差当リ何等ノ希望ヲモ存セサルニ至レリ、一方各鐵路ニ対スル債権ノ如キモ、各鐵道力專ラ軍閥ノ支配スル所トナリ、其收入力拳ケテ軍官ノ押収ニ歸スル結果、各鐵路ノ従業員ハ、其給料ノ支払ヲモ受ケ能ハサル慘狀ニシテ、從ツテ債権者力各鐵路ヨリ個別ニ債権ノ回收ヲ計ラントスルモ、此又事實上不可能ノ事ニ屬シ、今ヤ債権ノ整理ハ、各方面ニ亘リ、全ク策ノ施スヘキ無キ狀態ニ陥リタルモノニシテ、動亂終熄シ鞏固ナル統一政府ノ出現ヲ見サル限り、依然此狀態ヲ持續スヘク、対支債権者ノ均シク痛心ニ堪ヘサル所ナリトス

四、各店事業ノ助成

我社固有ノ事業ヲ有セサル当方ニ於テハ、常ニ物産会社ノ各店ヲ援助シ、其事業ノ助成ニ対シ、凡有ユル努力ヲ惜マサル次第ナルカ、期中ノ情勢ハ、中央政府ヲ利用シ、積極ノ二画策スヘキ何等ノ機會ヲ与ヘス、各店亦專ラ消極守成ニ終始セルヲ以テ、当方ニ於テモ之レト順應シ、僅ニ日常ノ常務ニ対シ、多少ノ便益ヲ供与シタルニ止マレリ、斯クテ期中ヲ通シ特ニ録スヘキ何等ノ業績ヲ有セサルハ、当方ノ最モ遺憾ニ堪ヘサル所ナリトス

昭和二年上半

昭和二年上期北京特派員執務要領

○（大村印）

一、概要

昨年七月、広東ヨリ北伐ノ途ニ上リシ國民革命軍ハ、潮ノ如ク忽チニシテ、湖南、湖北ニ進ミ、江西ヲ攻略シ、武漢、九江ヲ其ノ手ニ収メ、前期末既ニ浙江進撃ヲ開始セリ、当月初、偶々英支ノ間ニ、漢口租界事件突發シ、延イテ漢口、九江ノ英租界還付トナリ一方英國ノ対支出兵ハ世界ノ視聽ヲ蒐メタリ、浙江ニ進出セル北伐軍ハ、二月杭州ヲ陥レ、三月下旬戰鬪心ヲ欠ケル北軍ヲ追ヒテ終ニ上海、南京ヲ占領シ、完全ニ長江以南ノ地ヲ奪取セリ、斯ノ如キ北伐軍ノ進出ニ伴ヒ、彼ノ南京事件、漢口事件等ノ不祥事ノ勃發アリテ、在支外人ヲシテ極度ニ戰慄セシメ、之カ為メ多年開拓シタル商工業上ノ地盤ヲ捨テ、倉皇歸國ノ途ニ就ケル外人少カラス、一時長江筋ノ交通、商業全ク杜絶シ、中國經濟ノ心臟タル該地方モ、宛然火ノ滅セル感アリキ、

國民黨軍ハ斯ノ如ク着々北伐ニ成功セルモ、上海、南京占領後幾何モ無ク、蔣介石ヲ奉スル右傾派ト共產黨系タル左傾派トノ間ニ軋轢ヲ生シ、遂ニ武漢、南京兩政府ノ分裂トハナレリ、其後津浦鐵道沿線ノ山東軍ハ、無秩序ニシテ内訌多ク、蔣介石軍ハ徐々ニ北進シ蚌埠、徐州ヲ陥レ、期末山東省南部ニ進出セリ、一方馮玉祥軍ハ河南ニ侵入シ、洛陽、鄭州ヲ奪ヒ、奉天軍ヲ黄河以北

二追へり、安國軍ノ形勢斯ノ如ク日々非ナリト雖モ、南京政府ト武漢政府ノ対立ハ、前者ヲシテ後顧ノ憂ニ牽制セシメ、猥リニ北進スルコトヲ許サス、一方馮玉祥軍モ亦敢テ北進スルヲ不利トスル狀況ニアリタレハ、期末戦局ハ小康状態ヲ呈シ、策士、政略家ノ暗中飛躍ノ舞台ト化シ、斯クテ幾度カ危フマレンシ京津ノ地ハ幸ニ兵燹ノ巷タルヲ免レタルナリ、

当期北京ハ斯ノ如ク鉄火ノ洗礼ヲ免レタルモ、近時ノ北京政府ハ時局ノ転変ニ禍セラレテ所謂浮腰ニシテ、軍閥ノ為メノ軍餉ノ調達ニ専念シ、他ヲ顧ミルノ邊無ク、一方財政ノ窮乏ハ言語道断ニシテ、官吏俸給不払ノ声ヲ聞クモ久シキ窮狀ニ在リ、又最近歴代ノ内閣ハ各部総長ヲ任命スルモ、嘗テ全員ノ就任ヲ見タルコト無ク、顧内閣ノ如キモ事実上二三ノ閣員ヲ備フルニ過キスシテ政務ノ曠廢其極ニ達セル有様ナリシカ、当期正ニ終ラントスル六月下旬、張作霖大元帥就任ニ伴ヒ、潘復ヲ内務総理トスル新内閣ノ出現ヲ見、漸ク内閣ノ外觀ヲ整フルニ至レリ、

期中当地ノ情勢右ノ如クナリシヲ以テ、当特派員ノ対政府交渉案件ハ、概ネ進行ヲ策スヘキ方途無ク、無線電信問題ヲ始メトシテ、債權整理問題並ニ各店事業ノ助成ニ就キテモ、依然消極守成ノ方針ヲ維持スルニ止マリ、何等積極ノ解決ヲ得ル能ハサリシハ、当方ノ甚タ遺憾トスル所ナリ、

二、無線電信問題

國際の大問題トナレル我カ無線問題ノ如キハ、元來確立セル統一政府ヲ相手トシテ交渉スヘキモノニシテ、現今ノ如ク互ニ実質ヲ

備ヘサル南北數個ノ政府ノ対立セル状態ニ於テハ、交渉時ヲ得タリト言フ可カラス、然レトモ転変極マリ無キ支那時局ニ面シテ、真ニ確固タル中央政府ノ出現ヲ期待スルハ、或ハ百年河清ヲ俟ツノ嫌無キニシモ非ス、況シテ現在ノ奉天系政府ニシテ、没落スルニ至ランカ、後継政府ハ何者ニセヨ、我カ交渉ニ取り有利ナリト云フヲ得サルモノノミナルニ於テヤ、幸ヒ期末我カ無線方針モ決定的断案ヲ得、一方二三ノ閣員ノミニテ閣議ヲモ開ク能ハサリシ北京政府モ最近態様ヲ整フルニ至リ、彼我交渉將ニ開始セラレントシツアリ、支那側意嚮モ大体我カ提案ニ賛成ナレトモ、果シテ我カ方ノ希望通り米國ニ対シ強硬ナル態度ヲ採り得ルヤ否ヤハ未タ疑問トスル所ナリ、同交渉モ今後猶幾多ノ迂路曲折ヲ經ヘク短日月ニ解決スルハ望ムヘクモ非サルモ、当方トシテハ、紛糾ニ紛糾ヲ重ネタル當國際的難問題ノ一日モ早く解決センカ為ニハ、紛骨粹身、如何ナル努力ヲモ惜マサル決心ナリ、

三、債權ノ整理

三井ノ対支債權ハ、元利總計約二千万元ニシテ、從來之カ保全ト回収トニ就キテ、絶エス努力ヲ傾注シ來レル所ナルモ、前期初、関稅會議終ニ停会セラレ、全ク再開ノ希望ヲ失ヒシヨリ、絶好ノ機會ヲ失シ、差当リ対支債權ノ總括ノ整理ハ何等期待スヘカラサルニ至レリ、一方各鐵路ニ対スル債權ノ如キモ、各鐵道力戦乱ノ影響ヲ被リ、軍閥ノ支配スル所トナリ其収入ハ押収セラレ、各鐵路従業員ハ數ヶ月モ給料ヲ受領セサル慘狀ニ在リテ、債權者カ個別のニ鐵路ヨリ債權回収ヲ計ルカ如キハ事実上不可能ナリ、又京

綏鉄道ノ如キハ、山西方面ハ閻錫山軍ノ支配下ニ在リテ、奉天軍政府ニ交渉スルモ如何トモ為ス能ハサル状態ニ在リ、斯ノ如ク對支債權ノ回収ハ、今ヤ策ノ施ス術無キニ至リ、動亂ノ終熄、確固タル中央政府ノ出現ヲ徐ニ俟ツアルノミ、

四、各店事業ノ助成

我社固有ノ事業ヲ有セサル当方トシテハ、常ニ物産会社ノ各店ノ事業ヲ援助シ、之カ為メニハ、尽力ヲ惜マサル次第ナルカ、期中支那時局ハ些モ兵亂ノ終熄スルコト無ク、中央政府ヲ利用シ、積極的画策ヲ計ルヘキ何等ノ機会ヲ与ヘス、各店只管消極守成ノ方針ニ終始シ、之ヲ援助スル当方トシテモ、僅ニ日常ノ常務ニ對シ多少ノ便益ヲ供与セルニ止マレリ、斯クテ当期中特ニ録スヘキ何等業績ヲ存セサリシハ、当方ノ誠ニ遺憾措クニ能ハサル所ナリトス

昭和二年下季

昭和二年下期北京特派員執務要領

○ (大村印)

一、概況

南京事件以後、南方軍ノ痛トナレル武漢、南京兩政府ノ不和ハ、当期ニ至リ益々甚タシキヲ加ヘ、共ニ北伐ニ専心スルノ余裕無ク、從ヒテ北方時局ハ、引続キ前期末ヨリノ小康状態ヲ維持シ、妥協離反ヲ策スル策士、政略家ノ暗中飛躍徒ニ盛トナレリ、然ルニ南京ヲ根拠トセル北伐ノ殊勲者蔣介石モ、時ニ利有ラス、共產党ヲ

一掃シテ新ニ結束シ来レル武漢派ニ任セラレ、一方津浦線方面ノ將軍亦振ハス、八月中旬、終ニ世人ヲ驚カシメタル蔣ノ下野トハナレリ、斯クテ武漢政府ハ南京政府ニ形式上合体セラレタレトモ唐生智依然武漢ヲ牙城トシテ勢力ヲ張り、新南京政府ニ挑戰的態度ニ出ツルニ及ヒ、南軍ノ内訌依然トシテ跡ヲ断タサル有様ナリ、

一方、蔣ノ下野ニ乗シ、長驅長江渡河ヲ敢行セシ孫伝芳軍ハ南軍ノ一撃ニ脆クモ潰エ、又永ラク首鼠兩端ヲ維持シテ、洞ヶ峠ヲ下ラサリシ山西閻錫山ハ、十月初旬、突如トシテ奉天軍ニ開戦ヲ宣シ、其ノ狼狽ニ乘シテ張家口ヲ奪ヒ、京綏、京漢兩線ヨリ北京ニ迫り来レリ、然レトモ多年実戦ノ功ヲ積メル奉天軍ハ、經驗乏シキ山西軍ノ為メニ、容易ニ破ラルヘキニ非ス、奉軍漸ク陣容ヲ整フルニ及ヒ、山西軍ヲ擊破シ、之ヲ省境ニ追ヘリ

南方ニ於テハ、其後武漢ノ唐生智ト南京政府トハ相讓ラス互ニ抗争ヲ續クル内、唐ノ形勢日々ニ非トナリ、十一月中旬、終ニ下野亡命ノ余儀無キニ至レリ、又広東ニ於テハ、クーデター事件共產党革命事件等頻發シ、南京政府ハ決然トシテ對ソビエツト国交断絶ヲ宣スルニ至レリ、斯ノ如ク南方軍ハ前期南京武漢兩政府対立以後、当期全般ヲ通シテ内訌跡ヲ断タス、各派分立シ、離合集散常ナラス、専ラ各自勢力ノ伸張ニ腐心スル様ハ、從來ノ旧軍閥ト聊モ異ナラサル状態ニ在リ、嘗テ一致團結、燃ユルカ如キ氣概ヲ以テ、北伐ノ壯途ニ上リ、急潮宛ヲ長江ニ殺到セル国民革命軍ノ雄姿ヲ思フトキ、軼々今昔ノ感ニ堪エサルモノアリ

其後北方ニ於テハ、一時長江ニ進出セル孫伝芳軍並ニ山東軍

ハ、利有ラスシテ徐徐ニ北退シ、期末、終ニ徐州ハ再ヒ南軍ノ掌裡ニ帰セリ、斯クテ山東西南部ヨリ直隸西南部ヘ涉リ、一体ノ地ハ戰場ノ巷ト化シ、孫伝芳、張宗昌、張作霖軍ト、南京、馮玉祥、閻錫山ノ各軍トハ、相對峙シツツ、小康ノ内ニ当期ヲ終レリ、

当期北京ノ地ハ斯ノ如ク兵燹ノ巷ヨリ遠クシテ、比較的安穩タリシト雖モ、依然北京政府ハ、時局ノ転変ニ禍セラレテ、所謂浮腰ニテ永遠ノ施設ヲ思ハス、其ノ職責トスル所ハ専ラ軍餉ノ調達ニ存シ、而モ財政ノ窮乏ハ言語同断ニシテ、苛斂誅求飽ク所無ク人民塗炭ニ苦ミ、サテハ不当課税、塩稅差押ノ如キ条約違反ノ國際事件ヲ頻々ト惹起スルノ不体裁ヲ演セリ、

期中北京政府ハ右ノ如キ状態ナリシヲ以テ、当方各種ノ對政府交渉案件モ、何等進行ノ策スヘキモノ無ク、無線問題、債權整理問題、並ニ物産各店事業ノ助成ニ就キテモ、専ラ消極守成ノ方針ヲ維持シ、積極的解決ヲ得ルコト能ハサリシハ、当方ノ遺憾トスル所ナリ、

二、無線電信問題

多年國際紛糾ノ懸案タル雙橋無線問題ノ解決ハ、其後遲々トシテ進マス、当方ニ於テハ、交渉ノ基本タル支那案ヲ、日米兩國ニ對シ公式ニ提出セシムルヲ、最急務トナシ、種々之カ慫慂ニ努メタレトモ、支那政府内部ノ意見一致セス、交通部ノ意嚮ニ反シテ、軍事部ニ於テハ、支那案ノ公式提出ヲ尚早トナシ、徐ニ時機ヲ俟ツヘシトノ意見行ハレ、加フルニ彼ノ楊宇霖ノ對米滿鉄募債ノ防害事件アリテ、日支ノ交渉ニ暗影ヲ投シ、左無キタニ行惱メル無

線交渉ヲ一時益々困難ナラシメタリ、

サレトモ、期末歸國ノ途ニ在ル華盛頓無線會議ノ支那代表帰著^(註)ノ上ハ、更ニ交渉モ進歩スル見込アリ、一方米國ノ地位ニ就キ考フルモ、電台建設地ナル上海方面ハ南軍ノ掌中ニ帰シ、日本ヨリ寧ロ困難ナル立場ニ在ルモノナレハ、從來ノ如ク敢テ非妥協的態度ニモ出テサルヘク、猶解決迄幾多ノ迂路曲折ヲ經ヘケンモ、交渉ノ前途一路ノ光明アリト云フヘク、当方トシテモ、此ノ國際紛糾ノ難問題解決ニハ、如何ナル努力ヲモ辞セサルノ決心ナリ、

三、債權ノ整理

三井ノ對支債權二千万元ノ保全ト回収トニ就キテハ、從來絶エス努力シ来レル所ナルカ、関稅會議ナル絶好ノ機會ヲ逸セシヨリハ差シ當リ對支債權ノ總括的整理ハ何等期待スヘカラサルニ至レリ又各鐵道ニ對スル債權ノ如キハ各線共ニ戰乱ノ影響ヲ被リ、軍閥ノ支配下ニ帰シテ、其ノ收入ハ押收セラルルニ至リ、債權者方個別のニ鐵道ニ對シ回収ヲ計ルコトモ、亦事實上不可能ナル有様ナリ、サレハ当期中当方ニ於テハ、我カ債務者タル京綏鐵道ノ運輸能力擴張ノ為メ、聊カ斡旋ノ勞ヲ取リシニ止マレリ

当初初、山西奉天間ノ關係良好シ、從來天津大同間ヲ往復セル京綏鐵道ハ、天津包頭間直通列車ヲ出スニ至レリ、然ルニ同鐵道ハ多年戰乱ノ影響ヲ被リ、機關車ノ如キハ手入修理ヲ怠レルコト久シキノ結果、能ク車輛ノ牽引ニ堪ユルモノ、僅ニ數台ニ過キス、之ヲ修理スル工場スラ無キ有様ナリ、斯クテハ折角ノ機會ニ鐵道收入ノ増加ヲ計ル能ハス、鐵道會計ハ益々紊乱ノ外無カル可

ク加フルニ同鉄道機関車四十二台ハ、我カ債権ノ担保タル關係上、当方ニ於テモ極力満鉄会社ニ機関車修理引受ヲ斡旋シ、数次ノ交渉ヲ経テ、漸ク同社ノ承諾ヲ得ルニ至レリ

此ノ間、山西奉天間ノ開戦トナリ、又事務ニ熱心ナリシ京綏ノ良局長周氏転任セラレシカ、機関車修理成ルノ暇ハ、運輸力ノ増加ニ伴ヒ、鉄道収入モ激増スヘク、延イテハ我カ京綏債権ノ保全回収ニ便宜ヲ与フルニ至ルヘシ、

四、各店事業ノ助成

我社固有ノ事業ヲ有セサル当方ニ於テハ、常ニ物産会社ノ各店ヲ援助シ、其ノ事業ノ助成ニ対シ、聊カモ努力ヲ惜マサル次第ナルカ、期中ノ情勢ハ、中央政府ヲ利用シ、積極的ニ画策スヘキ何等ノ機會ヲモ与ヘス、各店亦専ラ消極守成ノ方針ヲ固持セルヲ以テ当方ニ於テモ之ニ順応シ、僅ニ日常ノ常務ニ対シ、多少ノ便益ヲ給与シタルニ止マレリ、

斯クテ期中ヲ通シ特ニ録ス可キ何等ノ業績ヲ止メサリシハ、当方ノ最モ遺憾ニ堪エサル所ナリトス

昭和三年上季

昭和三年上期北京特派員執務要領

○（大村印）

一、概況

当月初、北支戦局ハ依然前期末ヨリノ小康状態ヲ持續シ、山東西南部ヨリ直隸西南部ニ涉リテ、南北兩軍対峙シテ動カス、宛モ冬

眠ヲ貪ルノ感有リシカ、ヤカテ嚴寒ノ候モ過キ、柳絮飛フ四月ニ入ルヤ、予テ準備怠リ無カリシ兩軍ハ、山西、京漢線、津浦線各方面ニ涉リテ一斉ニ攻撃ヲ開始シ、茲ニ南北最後ノ運命ヲ決スル一大決戦ハ開始セラレタリ、

然ルニ北軍中素質最モ粗悪ナル張宗昌ノ山東軍ハ無秩序ニシテ戰意ニ乏シク、幾何モ無ク津浦線方面ニ大敗スルニ及ヒ、勢ニ乘シタル南軍ハ足並ミ崩レタル山東軍及隣軍ノ壊滅ニ依リ退却ノ余儀無キニ至レル孫伝芳軍ヲ追ヒテ濟南ニ迫リ、北軍形勢日々ニ非トナリ、我國ニ於テハ山東在留民保護ノ為メ第二次山東出兵ヲ断行セリ、

サ無キタニ逃ケ腰附キタル北軍ハ、戰勝ノ意氣ニ燃ユル南軍ノ敵ニ非スシテ、五月初濟南ノ地ハ安々ト南軍ノ掌中ニ歸セルカ、同三日不幸ニシテ日支間ニ濟南事件ヲ惹起シ、之カ為メ日本ハ万余ノ貔貅ヲ山東ニ派シ、濟南保証占領ヲ敢行スルニ至レリ、

一方津浦線方面ヨリノ北伐ヲ濟南事件ノ為メ沮マレタル南軍ハ、此方面ノ軍ヲ西ニ迂回セシメテ北伐ヲ続行シ、京漢京綏方面ノ軍ト協力シテ滄州保定ノ北軍ニ猛撃ヲ加ヘタリ、此ノ時ニ當リ元來戰意ニ乏シキ北軍ハ打続ク慘敗ニ士氣全ク沮喪シ、奉天軍閥外徹退モ時期ノ問題ト一般ニ觀察セラルルニ至レリ、時恰モ六月三日張作霖ハ終ニ二年在任ノ都北京ヲ脱出シ、翌朝奉天ニテ吳俊陞ト共ニ爆彈ノ為メ非業ノ最期ヲ遂ケ、奉天派ハ大黒柱ヲ失ヒテ周章狼狽ノ極ニ達セリ、斯クテ京津ノ地ニハ奉天軍ニ代リテ南軍入城シタルカ、規律嚴肅ニシテ一般ニ杞憂セラレタル如キ掠奪暴行無

ク、内外人等シク安堵ノ思ヲナセリ、

斯ノ如ク期末天津北京ハ南軍ノ占領スル所トナリ、奉天軍ハ瀋州方面ノ一部ヲ除キ、大部分遠ク關外ニ撤退シ、茲ニ広東蹶起以來二個年間に宿望タリシ北伐モ一段落ヲ告ケタレトモ、京津ノ地ハ未タ過渡的戰時狀態ヲ脱セス、外交政治ノ機關ヲ始メ諸組織未タ調ハサル狀態ノ内ニ当期ヲ終レリ、

期中当地ノ情勢此ノ如クニシテ、前半ニ於テハ所謂浮腰ニシテ軍餉ノ調達ニノミ專念セル奉天派政府ハ他事ヲ顧ミル違無ク、後半ハ兵馬倥傯、戰乱ニ終止シタリシカハ、当特派員ノ対政府交渉案件ハ概ネ進行ノ策ス可キモノ無ク、無線電信問題ヲ始メトシテ、債權整理問題並ニ各店事業ノ助成ニ付キテモ、専ラ消極守成ノ方針ヲ持統スルニ止マリ、何等積極的解決ヲ得ル能ハサリシハ堪タ遺憾トスル所ナリ、

二、無線問題

昨秋華盛頓無線會議ニ出席セル支那代表委員モ当期初帰國シ、同代表ノ一員張宣ハ交通部電政司長ニ任命セラレタルヲハ幸ヒ、種種交渉ヲ繼續シツツアリシ処、四五月ニ至リ奉天軍ノ旗色日々ニ悪シクナルヤ、奉天派政府ハ日本ニ対スル土産の意味ニ於テ、此際無線問題モ滿洲鐵道問題ト共ニ迅速ニ解決シ置カントノ腹定マリ、交通部ハ雙橋無線電台ニ關スル公式試験等ノ書類ヲ軍事部ヨリ取寄スル等著々準備ニ著手シ、交渉ノ前途大ナル光明ヲ認メシモ、六月初旬奉天派急遽没落ノ非運ニ遭ヒ、折角ノ好機ヲ空シク逸セリ、若シ此ノ交渉ニ猶一二ヶ月ノ余裕アリシナラハ、無線問

題モ一先ツ解決ノ氣運ニ達シタルヘク、誠ニ遺憾ノ極ミナリ、

期末京津ノ地ハ国民党軍ノ支配下ニ歸シ、未タ如何ナル外交機關設置セラルルヤハ不明ナレトモ、南京遷都説有力ニシテ、或ハ今後無線問題モ通商條約ノ改訂、関稅問題等ト共ニ一括シテ南京又ハ上海ニテ交渉セラルルニ至ル事無キヲ保セサル狀態ニ在リ、

三、債權問題

三井ノ対支債權二千万元ノ保全回収ニ付キテハ、関稅會議ナル絶好ノ總括的整理ノ機會ヲ逸セシ以後、軍事ノ外、余念無キ軍閥政府ヲ對手トシテハ、何等期待スヘク能ハサリキ、今回北伐完成ト共ニ、新進ノ南京政府ヲ對手トシテ交渉セサル可カラサルニ至レルモ、同政府從來ノ態度ニ徴スルニ、北方政府時代ニ於ケル旧債權ノ如キハ之ヲ否定セントスル傾向アリ、債權問題ノ前途遼遠ニシテ当方トシテモ一層ノ努力ヲ要スル次第ナリ、

曩ニ奉天軍ハ退却ニ際シ其支配下ニ在リシ諸鐵道ノ機關車、車輛ヲ尽ク關外ヘ持チ去リシカハ、現在各線共機關車、車輛ノ欠乏ニ依リ、交通ニ大ナル支障ヲ來シ居レリ、就中我力債務者ニシテ、

先ニ当方ノ斡旋ニ依リ機關車ノ修理成リシ京綏鐵道ノ如キハ、最も慘狀ヲ呈シ、差当リ二百萬元ノ修費ヲ要セトモ、直チニ之カ借款ニ応スル者勿論無ク、結局數年前一度成立シ未タ実施スルニ至ラサリシ救済案ノ如ク、支那銀行團ニテ之カ借款ヲ引受ケ、間接ニ諸外國之ヲ援助スル事トナラントスル形勢ニ在リ、

國民政府ニ於テモ、現下ノ喫緊事ハ鐵道整理ニ依ル交通機關ノ完備ニ在リトシテ、大イニ之ニ努力シツツアリ、ソレカラアラヌカ國

民政府交通部長王伯群ハ今ヤ北上ノ途ニ在リ、
四、物産諸店ノ事業援助

我社特有ノ事業ヲ有セサル当方ニ於テハ、常ニ物産会社ノ諸店ヲ援助シ、其事業ノ助成ニ就キ、聊カモ努力ヲ惜マサル所ナルカ、期中ノ情勢依然トシテ積極的ニ画策ス可キ機会無ク、物産諸店亦専ラ消極守成ニ終始セルヲ以テ、当方ニ於テハ僅ニ日常ノ常務ニ対シ、多少ノ便益ヲ供与シタルニ止マレリ、
斯クテ期中ヲ通シ特ニ録ス可キ何等ノ業績ヲ挙ケ得サリシハ当方ノ最モ遺憾ニ堪エサル所ナリ

昭和三年下季

昭和三年下期北京特派員執務要領

自署(大村)

一、概況

前期末、奉天軍ハ終ニ京津ノ地ヨリ敗退シ、総帥張作霖ハ爆彈ニ非業ノ最期ヲ遂ケ、国民軍ハ広東蹶起以來二ケ年ノ宿望ヲ達シテ北支ニ青天白日旗ヲ樹立シ、北伐モ茲ニ一段落ヲ告ケタリ、
其後灤州方面ニ蟠居セル張宗昌ノ直魯聯軍殘党モ九月中旬全ク掃蕩セラレ、一方張學良ヲ首腦トセル奉天派ハ日本ニ氣兼ねシツ、
モ国民政府ニ秋波ヲ送り居リシカ、当期正ニ終ル十二月末、公然青天白日旗ヲ掲ケ、東三省ハ正式ニ国民政府ノ治下ニ服スルニ至レリ、
新南京政府ハ蔣介石、馮玉祥、閻錫山、李宗仁其他各派要人ノ寄

合ヒ所帯ニシテ、暗暗裏ニ各党派ノ勢力争ヒ行ハレ、又政府ノ背後ニ勢力ヲ振フ市党部有リテ、政府ヲモ牽制シ、国民政府ノ基礎全ク強固ナリトハ言フ能ハサル状態ニ在リ、然レトモ十月初五院組織ノ成立ヲ見、年末ニハ東三省問題モ解決シ、新政府ハ著々形態ヲ整フルニ至レリ、

此ノ間注目スヘキハ外交關係ニシテ、七月初国民政府ハ北伐成功ノ余威ヲ藉リテ、不平等條約改訂ノ宣言ヲナシ、日支間ニ通商條約廢棄ノ難問題ヲ惹起セリ、一方英米ヲ始メ諸列國ハ寧ロ新政府ニ迎合セントスル傾向アリ、米國ハ最先ニ南京事件ヲ解決シ、關稅條約ヲ締結シテ厚意ヲ披瀝シ、白耳義ハ治外法權放棄ヲ認メ、英國公使亦國書ヲ捧呈シテ正式ニ国民政府ヲ承認セリ、列國ノ對支政策斯ノ如キニ反シ、日支間ニハ濟南事件ナル一大暗礁アリテ未タニ南京事件スラ解決スルヲ得ス、既ニ九ヶ國力新關稅條約ヲ締結セルニ拘ハラズ、独リ我國ハ通商條約問題ノ如キモ懸案ノ儘放置セラレ居ル有様ナリ、一方猛烈ナル日貨排斥運動ハ、組織立テル團隊指導ノ下ニ暗ニ国民政府ノ支援ヲ受ケ、南支中支ヨリ次第ニ蔓延シテ、天津北京ニ及ヒ、今ヤ全支排日ノ声ヲ聞カサル処無ク、我國ハ對支關係ニ於テ孤立無援、從來ニ見サル難局ニ遭遇セリ、
期中ノ情勢斯ノ如クニシテ、当方對政府諸案件ハ進捗ヲ計ルニ由ナク、當特派員ハ十月中旬南方視察ヲ兼ね上海南京ニ出張シタリシモ、無線問題ヲ始メトシテ債務整理等ニ附キ、何等積極的解決ヲ得ル能ハサリシハ甚タ遺憾ニ堪ヘサル所ナリ、

二、無線問題

十一月初メ米独支間ニ対外通信用短波無線器械購入ノ契約成立セシル旨発表サレタレハ、日本政府ハ不取敢南京岡本領事ヲ通シテ之カ抗議ヲ提出シタルカ、一方当特派員南京出張中ノ機会ニ於テ、本件根本ノ解決ヲ計ランカ為メ、交通部及外交部ニ対シ交渉ヲ開始セル処、折柄不幸ニモ山東問題ニ関スル日支交渉ハ殆ント決裂ニ近キ状態ニ陥リ、対日感情一層險惡ノ度ヲ増シ、本件ノ如キ重大案件ノ処理ハ到底此際望ム可ラサル情勢トナリタレハ、外交部長王正廷氏ヨリ、日支交渉再開ノ曉ニハ本件モ暫テ解決ノ勞ヲ取ルヘシトノ口約ニ基ツキ、暫時形勢觀傍スルノ止ムナキ情態トナリシハ遺憾トスル所ナリ、

三、債權問題

日支間関稅問題交渉モ容易ニ解決ヲ見ス、從テ債務整理問題モ何等進展ノ見込立タサリシ処、当特派員上海出張中、国民政府財政部長宋子文氏始メ支那銀行家重立タル者ト接衝、日支兩國政府間ノ意思疏通ヲ計リタル結果漸クニシテ基礎条件ノ一致ヲ見、債務整理ヲ条件トシテ差等稅率承認ノ諒解略成立スルニ至リタレハ、何レ來春早々ニハ債權者會議開催ノ運ニ至ルヘシト信ス、

四、物産諸店ノ事業ノ助成

我社特有ノ事業ヲ有セサル当方トシテハ、物産會社諸店ニ援助ヲ与ヘ、其事業ノ助成ニ就キテハ聊モ努力ヲ惜マサル所ナルモ、期中ノ情勢依然トシテ積極の画策ヲ許サス、從テ是等諸店日常ノ常務ニ対シ、多少ノ便益ヲ供シタルニ止マレリ、

斯クテ期中ヲ通シテ、特ニ録ス可キ何等ノ業績ヲ挙クルヲ得サリシハ当方ノ遺憾トスル所ナリ、